

104 輸出用〔医薬品／医薬部外品〕適合性調査申請書

(G21, G22)

(1) 申請の別

a 医薬品、医薬部外品

該当するコードを記録すること。

b 新規、一変、更新

該当するコードを記録すること。

(2) 調査を受けようとする製造所の名称

a 業者コード

業者コード欄には、調査を受けようとする製造所の業者コードを記録すること。

b 名称

業者コードに対応する製造所の名称を記録すること。

c ふりがな

上記氏名のふりがなをひらがなで記録すること。ひらがな、カタカナの名称であってもひらがなでその読みを記録すること。

(3) 調査の製造所在地

a 国名コード

調査を受けようとする製造所が外国である場合、その国名に対応するコードを記録すること。国名コードに該当する国名がない場合は、「不明・その他」に対応するコードを記録すること。

b 国名

国名コード欄に「不明・その他」に対応するコードを記録した場合には、具体的な国名を記録すること。

c 所在地

調査を受けようとする製造所の所在地を記録すること。

(4) 製造業者の氏名

a 業者コード

製造業の許可を取得している製造所の業者コードを記録すること。

b 氏名

業者コードに対応する製造業者の氏名を記録すること。

c 氏名ふりがな

ひらがなで記録すること。ひらがな、カタカナの名称であってもひらがなでその読みを記録すること。

(5) 製造業者の住所

製造業の許可を取得している製造所の住所を記録すること。

(6) 製造業の許可区分又は外国製造業者の認定区分

調査を受けようとする製造業の許可区分又は外国製造業者の認定区分を該当するコードで記録すること。

(7) 製造業の許可番号又は外国製造業者の認定番号及び年月日

調査を受けようとする製造業又は外国製造業者の許可番号又は認定番号とその許可年月日又は認定年月日を記録すること。

(8) 販売名

a 名称

一般的の名称欄には、調査を受けようとする対象品目の一般的な名称を記録すること。

輸出用名称欄には、調査を受けようとする対象品目の輸出用名称を記録すること。

b 調査対象品目の別

調査を受けようとする品目の別に該当するコードを記録すること。

c 届出年月日

調査を受けようとする品目に対応する輸出用(医薬品／医薬部外品／化粧品)〔製造・輸入〕届書の書類の提出年月日を記録すること。

d 届出のシステム受付番号

調査を受けようとする品目に対応する輸出用(医薬品／医薬部外品／化粧品)〔製造・輸入〕届書の書類のシステム受付番号を記録すること。

e 輸出先

調査を受けようとする品目に対する輸出先を記録すること。

国名コード欄には、輸出先の国名に該当するコードを記録し、国名欄には、国名コード欄にて「不明・その他」のコードを記録した場合に具体的な国名を記録すること。

(9) 備考

a 調査を受けようとする施設の別

調査を受けようとする外部施設の区分を該当するコードより記録すること。

b その他備考

その他、参考となる事項を記録すること。

105 輸出用医療機器適合性調査申請書

(G24)

上記 104 のほか、(1) 及び (2) により記録すること。

(1) 名称

a 一般的名称

調査を受けようとする対象品目に対して、一般的名称コード欄には該当するコードを、一般的名称欄には、そのコードに対応する名称を記録すること。

b 輸出用名称

調査を受けようとする対象品目の輸出用名称を記録すること。

(2) 販売名

a 類別

調査を受けようとする対象品目の類別に該当するコードを記録すること。

106 原薬等登録原簿登録申請書

(H01)

上記 51 のほか、次の (1) ~ (9) により記録すること。

(1) 申請の別

医薬品欄には「1」を国内製造、外国製造欄には該当するコードを記録すること。

(2) 登録区分

原薬等の登録区分に該当するコードを記録すること。

(3) 原薬等の名称

一般的名称を記載する必要のある申請は、一般的名称を記録すること。

販売名を記載する必要のある申請は、販売名を記録すること。

医療機器の原材料の記載にあっては、「一般的名称」に原材料の一般名を、「販売名」には、通称(製品名、又は商品名)及び化学名を記録すること。

(4) 成分及び分量又は本質

a 医療機器原材料及び容器・包装材

原材料名欄には、機器原材料の名称を記録し、原材料概要欄には原材料に関する以下の事項を記録すること。

① CAS番号、U S A N名、又は化審法届出番号（それぞれのものが存在しない場合は記載を省略しても差し支えない。）

② 化学構造式

③ 分子量（重合体の場合など、分子量の特定が困難な場合は、メルトイインデックス、粘度等の記載でも差し支えない。）

④ 主な添加剤成分の種類と配合量

(5) 安定性に関する事項

具体的な安定性に関する事項を記録すること。

(6) 安全性に関する情報

具体的な安全性に関する情報を記録すること。

(7) 原薬等の製造所

a 製造所の名称

業者コード欄には原薬等を製造する製造所の業者コードを記録し、名称欄にはその製造所の名称をふりがな欄には製造所の名称のふりがなをひらがなで記録すること。ひらがな、カタカナの名称であってもひらがなでその読みを記録すること。

b 製造所の所在地

国名コード欄には原薬等を製造する製造所の国名に対応するコードを記録すること。国名コードに対応するコードがない場合は、「不明・その他」のコードを記録すること。

国名欄には国名コード欄に「不明・その他」に対応するコードを記録した場合には、具体的な国名を記録すること。

所在地欄には原薬等を製造する製造所の所在地を記録すること。

c 製造業の許可区分又は外国製造業者の認定区分

取得している（又は許可申請中、認定申請中の）製造業の許可区分又は外国製造業者の認定区分に該当するコードを記録すること。

d 製造業の許可番号又は外国製造業者の認定番号及び年月日

製造業の許可又は外国製造業者の認定を取得している場合に記録すること。

許可番号又は認定番号欄には該当する製造業の許可又は外国製造業者の認定番号を記録し、許可年月日又は認定年月日欄には、その許可又は認定年月日（有効期間の始期）を記録すること。

e 申請中の情報

製造業の許可又は外国製造業者の認定が申請中の場合に記録すること。

申請中を示す記号欄には「1」を記録し、システム受付番号欄には申請中の申請書の書類のシステム受付番号を、申請年月日欄にはその提出年月日を記録すること。

f 外部試験機関等

(a) 名称

試験を行う製造所の名称を記録すること。

(b) 住所

試験を行う製造所の住所を記録すること。

(8) 国内管理人

a 法人名、法人名ふりがな

法人名欄には原薬登録原簿の管理者が法人であるときには、登記簿に登録されている法人の名称を正確に記録すること。

法人名ふりがな欄には法人名のふりがなをひらがなで記録すること。ひらがな、カタカナの名称であってもひらがなでその読みを記録すること。

- b 代表者氏名、代表者氏名ふりがな
 - 代表者氏名欄には被選任者の氏名を正確に記録すること。
 - 代表者氏名ふりがな欄には被選任者氏名のふりがなをひらがなで記録すること。ひらがな、カタカナの名称であってもひらがなでその読みを記録すること。
- c 住所
 - 原薬等国内管理人の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を記録すること。

(9) 備考

- a 添付資料の有無
 - 本申請書に関する添付資料がある場合には「1」を記録すること。
- b その他備考
 - 被選任者の連絡先（電話番号及びFAX番号）を記録すること。
 - その他、参考となる事項を記録すること。

107 原薬等登録原簿変更登録申請書

(H11)

申請の別欄、登録区分欄、登録番号及び登録年月日欄、原薬等の製造所欄、変更予定年月日欄事項欄は必ず記録し、その他の欄は変更を行う項目のみ記録すること。
変更を行う大項目が繰り返し可能な場合は、繰返した大項目を全て記録すること。

上記 106 のほか、次の（1）及び（2）により記録すること。

(1) 登録番号及び登録年月日

- a 登録番号
 - 原薬等登録原簿変更登録申請を行う原薬等登録原簿の登録番号を記録すること。
- b 登録番号年月日
 - 原薬等登録原簿変更登録申請を行う原薬等登録原簿の登録年月日を記録すること。

(2) 変更予定年月日

変更予定とする年月日を記録すること。

108 原薬等登録原簿軽微変更届書

(H21)

申請の別欄、登録区分欄、登録番号及び登録年月日欄、原薬等の製造所欄、事項欄、変更年月日欄は必ず記録し、その他の欄は変更を行う項目のみ記録すること。

変更を行う大項目が繰り返し可能な場合は、繰返した大項目を全て記録すること。

上記 106 のほか、次の（1）及び（2）により記録すること。

(1) 登録番号及び登録年月日

- a 登録番号
 - 原薬等登録原簿軽微変更届を行う原薬等登録原簿の登録番号を記録すること。
- b 登録番号年月日
 - 原薬等登録原簿軽微変更届を行う原薬等登録原簿の登録年月日を記録すること。

(2) 変更年月日

実際に変更のあった年月日を記録すること。

109 原薬等登録原簿登録証書換え交付申請書

(H31)

(1) 申請の別

医薬品欄には「1」を国内製造、外国製造欄には該当するコードを記録すること。

(2) 登録区分

原薬等の登録区分に該当するコードを記録すること。

(3) 原薬等の名称

一般的名称を記載する必要のある申請は、一般的名称を記録すること。

販売名を記載する必要のある申請は、販売名を記録すること。

(4) 登録番号及び登録年月日

a 登録番号

原薬等登録原簿軽微変更届を行う原薬等登録原簿の登録番号を記録すること。

b 登録番号年月日

原薬等登録原簿軽微変更届を行う原薬等登録原簿の登録年月日を記録すること。

(5) 変更内容

a 事項

変更があった事項を記録すること。

b 変更前

変更があった事項に対する変更前の内容を記録すること。

c 変更後

変更があった事項に対する変更後の内容を記録すること。

(6) 変更年月日

実際に変更のあった年月日を記録すること。

(7) 備考

a その他備考

その他、参考となる事項を記録すること。

110 原薬等登録原簿登録証再交付申請書

(H41)

(1) 再交付申請の理由

許可証を破り、よごし又は失った理由を記録すること。

111 原薬等登録原簿登録承継届書

(H51)

(1) 承継登録品目

承継する品目について記録すること。

a 登録区分

該当するコードを記録すること。

b 原薬等の名称

一般的名称欄には承継する品目の一般的名称を記録し、販売名欄には販売名を記録すること。

c 登録番号

原薬等登録原簿の登録番号を記録すること。

d 登録年月日

原薬等登録原簿の登録年月日を記録すること。

e 申請中の情報

原薬等登録原簿の登録申請中の登録品目の場合に記録すること。

申請中を示す記号欄には「1」を記録し、システム受付番号欄には申請中の申請書の書類のシステム受付番号を、申請年月日欄にはその提出年月日を記録すること。

f 製造所

名称欄には承継品目の製造業の許可又は外国製造業者の認定を持つ製造所の名称を記録し、許可番号又は認定番号欄にはその許可番号又は認定番号を記録すること。

(2) 承継理由

a 承継理由コード

承継理由に該当するコードを記録すること。

b 承継理由

承継理由を記録すること。

(3) 承継日

相続の場合にあっては相続日を、他の場合にあっては承継予定日を記録すること。

(4) 被承継者

被承継者の業者コード、住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、氏名ふりがなをひらがなで記録すること。ひらがな、カタカナの名称であってもひらがなでその読みを記録すること。

被承継者の製造業の許可又は外国製造業者の認定の主たる事務所の名称及び所在地を記録すること。

(5) 備考

a その他備考

その他、参考となる事項を記録すること。

112 生物由来製品製造管理者承認申請書（医薬品／医薬部外品）

(I01, I02)

(1) 申請の別

医薬品、医薬部外品に該当するコードを記録すること。

(2) 製造業の許可

生物由来製品製造業の許可について記録すること。

a 許可区分

製造業の許可の区分に該当するコードを記録すること。

b 許可番号及び年月日

製造業の許可を取得している場合は、許可番号欄と許可年月日欄にその内容を記録し、製造業の許可の申請中である場合には、申請中を示す記号として「1」を、製造業の許可に対応する申請書のシステム受付番号と申請年月日を記録すること。

(3) 製造所の名称

製造業の許可を取得している（又は申請中の）製造所の業者コード、名称、名称のふりがなを記録すること。

(4) 製造所の所在地

製造業の許可を取得している（又は申請中の）製造所の所在地を記録すること。

(5) 管理者

生物由来製品製造の管理者について記録すること。

a 氏名、氏名ふりがな

氏名欄には管理者の氏名を記録し、氏名ふりがな欄にはそのふりがなをひらがなで記録すること。

- b 住所
管理者の住所を記録すること。

- c 資格
資格について該当するコードを記録すること。

(6) 備考

- a 医薬品の種類
生物由来製品に関する医薬品の種類に該当するコードを記録すること。
- b その他備考
その他、参考となる事項を記録すること。

113 生物由来製品製造管理者承認申請書（医療機器）

(I04)

上記 112 のほか、次の（1）により記録すること。

(1) 申請の別

医療機器に該当するコードを記録すること。

114 取下げ願い（医薬品、医薬部外品、化粧品）

(I11, I12, I13)

(1) 願い区分

- a 医薬品、医薬部外品、化粧品
取下げを行う電子様式の医薬品、医薬部外品、化粧品の別に該当するコードを記録すること。
- b 対象電子様式コード
取下げを行う電子様式に該当するコードを記録すること。

(2) 受付情報

取下げを行う品目の受付について記録すること。

- a システム受付番号
取下げを行う品目の受付番号を記録すること。
- b 受付年月日
取下げを行う品目の受付年月日を記録すること。

115 取下げ願い（医療機器）

(I14)

上記 114 のほか、次の（1）により記録すること。

(1) 願い区分

- a 医療機器
医療機器に該当するコードを記録すること。

116 医薬品／医薬部外品 製造販売承認事項記載整備届書

(EA1, EA2)

上記 51 のほか、次の (1) ~ (3) により記録すること。

(1) 承認番号

医薬品／医薬部外品製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認番号を記録すること。

(2) 承認年月日

医薬品／医薬部外品製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認年月日を記録すること。

(3) 備考 2

a 薬効分類番号

薬効分類番号に該当するコードを記録すること。

117 医療機器製造販売承認事項記載整備届書

(EA4)

上記 52 のほか、次の (1) 及び (2) により記録すること。

(1) 承認番号

医療機器製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認番号を記録すること。

(2) 承認年月日

医療機器製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認年月日を記録すること。

118 体外診断用医薬品製造販売承認事項記載整備届書

(EA5)

上記 51、53 のほか、次の (1) ~ (3) により記録すること。

(1) 承認番号

体外診断用医薬品製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認番号を記録すること。

(2) 承認年月日

体外診断用医薬品製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認年月日を記録すること。

(3) 備考 2

a 薬効分類番号

薬効分類番号に該当するコードを記録すること。

119 外国製造医薬品／医薬部外品 製造販売承認事項記載整備届書

(FA1, FA2)

上記 51、77 のほか、次の (1) ~ (3) により記録すること。

(1) 承認番号

外国製造〔医薬品／医薬部外品〕製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認番号を記録すること。

(2) 承認年月日

外国製造〔医薬品／医薬部外品〕製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認年月日を記録すること。

(3) 備考 2

a 薬効分類番号

薬効分類番号に該当するコードを記録すること。

120 外国製造医療機器製造販売承認事項記載整備届書
(FA4)

上記52、78のほか、次の(1)及び(2)により記録すること。

(1) 承認番号

外国製造医療機器製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認番号を記録すること。

(2) 承認年月日

外国製造医療機器製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認年月日を記録すること。

121 外国製造体外診断用医薬品製造販売承認事項記載整備届書
(FA5)

上記51、53、79のほか、次の(1)～(3)により記録すること。

(1) 承認番号

外国製造体外診断用医薬品製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認番号を記録すること。

(2) 承認年月日

外国製造体外診断用医薬品製造販売承認事項記載整備届を行う承認の承認年月日を記録すること。

(3) 備考2

a 薬効分類番号

薬効分類番号に該当するコードを記録すること。

122 製造販売用輸入届書（医薬品、医薬部外品、化粧品）
(J01, J02, J03)

(1) 届出の別

該当するコードを記録すること。

(2) 輸入しようとする品目の名称

輸入しようとする品目について記録すること。

a 名称

化粧品の場合、必要な回数、項目を繰り返して記録すること。但し、医薬品及び医薬部外品の場合には、繰り返し記録することは出来ない。

(a) 一般的名称

一般的名称を記載する必要のある申請は、一般的名称を記録すること。

(b) 販売名

販売名を記載する必要のある申請は、販売名を記録すること。

b 承認番号

輸入をしようとする品目の承認番号を記録すること。

c 現地の販売名

輸入をしようとする品目の現地の販売名を記録すること。

(3) 許可の種類

該当するコードを記録すること。

(4) 許可番号及び年月日

許可番号欄には許可番号を、許可年月日欄には許可年月日（有効期間の始期）を記録すること。

と。

(5) 外国製造業者

　　外国製造業者について記録すること。

a　　外国において当該品目を製造する製造所の名称

(a) 業者コード

　　業者コード欄には、外国において当該品目を製造する製造所の業者コードを記録すること。

(b) 名称

　　業者コードに対応する製造所の名称を記録すること。

(c) ふりがな

　　ひらがなで記録すること。ひらがな、カタカナの名称であってもひらがなでその読みを記録すること。

b　　外国において当該品目を製造する製造所の所在地

(a) 国名コード

　　外国において当該品目を製造する製造所の国名に対応するコードを記録すること。国名コードに該当する国名がない場合は、「不明・その他」に対応するコードを記録すること。

(b) 国名

　　国名コード欄に「不明・その他」に対応するコードを記録した場合には、具体的な国名を記録すること。

(c) 所在地

　　外国において当該品目を製造する製造所の所在地を記録すること。

c　　外国製造業者の認定区分

　　外国製造業者の認定区分に該当するコードを記録すること。

d　　外国製造業者の認定番号

　　外国製造業者の認定番号を記録すること。

e　　外国製造業者の認定年月日

　　外国製造業者の認定番号（有効期間の始期）を記録すること。

(6) 備考

a　　その他備考

　　その他、参考となる事項を記録すること。

123 製造販売用輸入届書（医療機器）

(J04)

上記 122 のほか、次の（1）により記録すること。

(1) 輸入しようとする品目の名称

a　　名称

(a) 一般的名称

a) 一般的名称コード

　　該当するコードを記録すること。

b) 一般的名称

　　該当するコードに対応する一般的名称を記録すること。

124 製造販売用輸入変更届書（医薬品、医薬部外品、化粧品）

(J11, J12, J13)

届出の別欄、輸入しようとする品目の名称欄、製造販売業の許可の種類欄、製造販売業の許可

番号及び年月日欄、変更年月日欄は必ず記録し、変更内容欄は変更を行う項目に対する変更前と変更後の項目のみ記録すること。

変更を行う大項目が繰り返し可能な場合は、繰返した大項目を全て記録すること。
上記 122 のほか、次の (1) 及び (2) により記録すること。

(1) 変更内容

a) 変更後

輸入品目の廃止を行う場合に記録すること。

(a) 名称

a) 一般的名称

一般的な名称を記載する必要のある申請は、一般的な名称を記録すること。

b) 販売名

販売名を記載する必要のある申請は、販売名を記録すること。

(b) 承認番号

廃止を行う輸入品目の承認番号を記録すること。

(c) 許可の種類

廃止を行う輸入品目の種類に該当するコードを記録すること。

(d) 許可番号

廃止を行う輸入品目の許可番号を記録すること。

125 製造販売用輸入変更届書（医療機器）

(J14)

上記 124 のほか、次の (1) により記録すること。

(1) 変更内容

a) 変更後

(a) 廃止品目

a) 一般的名称

1) 一般的名称コード

該当するコードを記録すること。

2) 一般的名称

該当するコードに対応する一般的な名称を記録すること。

126 製造用輸入届書（医薬品、医薬部外品、化粧品）

(J21, J22, J23)

(1) 届出の別

該当するコードを記録すること。

(2) 輸入しようとする品目の名称

輸入しようとする品目について記録すること。

a) 医薬品等の名称

輸入しようとする品目の医薬品等の名称を記録すること。

a) 原薬等登録番号

(a) 原薬等登録番号

上記に記載した輸入しようとする品目が原薬等を使用する場合に記録すること。

原薬等登録番号欄には該当する原薬の登録番号を記録すること。

(b) 登録年月日

上記に記載した輸入しようとする品目が原薬等を使用する場合に記録すること。

登録年月日欄には該当する原薬の登録年月日を記録すること。

c 現地の販売名

輸入をしようとする品目の現地の販売名を記録すること。

b 製造する品目

製造する品目を記録すること。

化粧品の場合、必要な回数、項目を繰り返して記録すること。但し、医薬品及び医薬部外品の場合には、繰り返し記録することは出来ない。

(a) 名称

 a) 一般的名称

一般的名称を記載する必要のある申請は、製造する品目の一般的名称を記録すること。

 b) 販売名

製造する品目の販売名を記録すること。

(b) 承認番号

製造する品目の承認番号を記録すること。

(3) 許可の区分

該当するコードを記録すること。

(4) 許可番号及び年月日

許可番号欄には許可番号を、許可年月日欄には許可年月日（有効期間の始期）を記録すること。

(5) 外国製造業者

外国製造業者について記録すること。

a 外国において当該品目を製造する製造所の名称

 (a) 業者コード

業者コード欄には、外国において当該品目を製造する製造所の業者コードを記録すること。

 (b) 名称

業者コードに対応する製造所の名称を記録すること。

 (c) ふりがな

ひらがなで記録すること。ひらがな、カタカナの名称であってもひらがなでその読みを記録すること。

b 外国において当該品目を製造する製造所の所在地

 (a) 国名コード

外国において当該品目を製造する製造所の国名に対応するコードを記録すること。国名コードに該当する国名がない場合は、「不明・その他」に対応するコードを記録すること。

 (b) 国名

国名コード欄に「不明・その他」に対応するコードを記録した場合には、具体的な国名を記録すること。

 (c) 所在地

外国において当該品目を製造する製造所の所在地を記録すること。

c 外国製造業者の認定区分

外国製造業者の認定区分に該当するコードを記録すること。

d 外国製造業者の認定番号

外国製造業者の認定番号を記録すること。

e 外国製造業者の認定年月日

外国製造業者の認定番号（有効期間の始期）を記録すること。

(6) 備考

a その他備考

その他、参考となる事項を記録すること。

127 製造用輸入届書（医療機器）

(J24)

上記 126 のほか、次の（1）により記録すること。

(1) 輸入しようとする品目の名称

a 医療機器の名称

輸入しようとする品目の医療機器の名称を記録すること。

b 製造する品目

(a) 名称

a) 一般的名称

1) 一般的名称コード

該当するコードを記録すること。

2) 一般的名称

該当するコードに対応する一般的な名称を記録すること。

128 製造用輸入変更届書（医薬品、医薬部外品、化粧品）

(J31, J32, J33)

届出の別欄、輸入しようとする品目の名称欄、製造業の許可の種類欄、製造業の許可番号及び年月日欄、変更年月日欄は必ず記録し、変更内容欄は変更を行う項目に対する変更前と変更後の項目のみ記録すること。

変更を行う大項目が繰り返し可能な場合は、繰返した大項目を全て記録すること。

上記 126 のほか、次の（1）及び（2）により記録すること。

(1) 変更内容

a 変更後

輸入品目の廃止を行う場合に記録すること。

(a) 名称

a) 一般的な名称

一般的な名称を記載する必要のある申請は、一般的な名称を記録すること。

b) 販売名

販売名を記載する必要のある申請は、販売名を記録すること。

(b) 承認番号

廃止を行う輸入品目の承認番号を記録すること。

(c) 医薬品等の名称

廃止を行う輸入品目の医薬品等の名称を記録すること。

(d) 許可の区分

廃止を行う輸入品目の区分に該当するコードを記録すること。

(e) 許可番号

廃止を行う輸入品目の許可番号を記録すること。

129 製造用輸入変更届書（医療機器）
(J34)

上記 128 のほか、次の(1)により記録すること。

(1) 変更内容

a) 変更後

輸入品目の廃止を行う場合に記録すること。

(a) 名称

a) 一般的名称

一般的な名称を記載する場合に記録すること。

1) 一般的な名称コード

該当するコードを記録すること。

2) 一般的な名称

該当するコードに対応する一般的な名称を記録すること。

b) 販売名

販売名を記載する必要のある申請は、販売名を記録すること。

(b) 医療機器の名称

廃止を行う輸入品目の医療機器の名称を記録すること。

別紙様式

医　　薬　　品　　製造販売承認事項記載整備届書
医　　薬　　部　　外　　品

承認番号				承認年月日	
名称	一般的名称				
	販売名				
成分及び分量又は本質					
製造方法					
用法及び用量					
効能又は効果					
貯蔵方法及び有効期間					
規格及び試験方法					
製造販売する品目 の製造所	名称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号	
原薬の製造所	名称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号	
備考		薬効分類番号〇〇〇			

上記により、医　　薬　　品　　の製造販売の承認事項の記載についての整備の届出をします。
医　　薬　　部　　外　　品

年　　月　　日

住 所 (法人にあつては、主
たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名) 印

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿
都道府県知事

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 この届書は、正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。